

第 11 回総会議事録

(令和 6 年 5 月 24 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第11回総会 議事録	
日 時	令和6年5月24日（金）14時00分～15時20分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者 の状況	総委員数 19名 出席委員数 14名 欠席委員数 5名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第6号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第7号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第8号議案 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した4月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報について</p> <p>第9号 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）のスケジュールについて</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>6番 許可</p> <p>7番 許可</p> <p>8番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>7番 許可相当</p> <p>8番 許可相当</p> <p>9番 許可相当</p> <p>10番 許可相当</p> <p>11番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>8番 証明交付</p> <p>9番 証明交付</p>

	10番 証明交付 第4号議案 1番 利用確認 第5号議案 6番 証明発行 7番 証明発行 8番 証明発行 9番 証明発行 第6号議案 3番 協力 第7号議案 1番 承認 第8号議案 承認
--	--

議 事

事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況（出席委員14名、欠席委員5名）を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第11回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号2番 野路 幸子委員、3番 飯田 清委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>6番及び7番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>この2つの申請は、親族間で農地を譲受人に集約していくための申請です。譲渡人は農業廃止を検討しており、譲受人は昨年度にも今回の申請地の東側で3条許可を受けて営農を開始しており、親族の農地を担っていく意向であり、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は現在の所有農地と一体で同じように耕作していく予定で、常時従事要件、地域調和要件ともに問題ないと考えられます。</p> <p>常時従事者は本人と妻と子の3人です。</p>
	<p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	6番及び7番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	ここは身内関係でやっておりまして、問題ないと思います。

議長	6番及び7番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、6番及び7番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、6番及び7番は許可とします。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は経営縮小を希望しており、同一区にお住まいの譲受人への売買による所有権移転について、双方合意のもと申請するものです。 譲受人世帯経営農地は、露地野菜畑及び果樹として全て効率的に利用されております。申請地についても露地野菜畑として利用する計画です。 常時従事者は本人、子の2人です。 周辺との調和要件についても古くから代々折本町で農業をされている方で、問題ないと考えられます。 譲受人世帯経営農地の耕作状況についてですが、地区担当の角田会長のお知り合いの方で、しっかり耕作されている方である旨をお聞きしております。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	地区担当は私ですが、申請地は譲受人の自宅の前ですので、何ら問題ないと思います。 8番について、他の委員の意見、質問等はありますか。
	無いようですので、8番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は許可とします。 続いて、第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。7番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、旭区桐が作に本社を設け、中古車販売業等を営んでいます。桐が作に3か所仮置き駐車場がありますが、業務拡張に伴い既存面積では手狭になってきました。必要な車11台分のスペースを確保でき、営業所から車で5分以内の譲り受けることできる土地は申請地しか見つかりませんでした。 立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に含まれません。

被害防除について、場内は砂利敷とし、雨水は自然浸透させます。北側畠との境にはコンクリートブロック2段を新設します。西側は既存擁壁を生かします。南側・東側既存建物との間には土留め鋼板を新設します。

譲受人、譲渡人ともに所有農地に違反は見当たりません。

他法令その他手続きに関して、事業地に進入するために南側譲渡人所有の宅地を通る旨、譲渡人は了承済みです。

計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長 7番について、地区担当の河原推進委員の意見はいかがですか。

河原推進委員 内容は事務局の説明のとおりです。隣接している農地への被害防除についても問題ありません。

議長 7番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、7番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、7番は許可相当とし、市に進達します。
続いて、8番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は港北区新吉田町で不動産管理業及び土木建築業を営む法人で、申請地の近隣にある事務所、資材置場兼駐車場を別の会社と共に使用しています。近年、土木建築業は規模縮小していましたが、複数の取引先からの要望があり、規模拡大を予定しています。資材置場は資材等の保管場所が不足し、十分な進入口や転回場所も確保できないために不便な状態でした。また、共同利用している別会社から資材置場を専用で使用したいとの申出があり、引き払いを求められています。このため、事務所の近隣で移転及び拡張先を探していましたが、面積等の条件を満たす土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は、その他2種農地です。申請地周辺の集団農地は10ha未満です。

敷地内は砂利敷き、一部は土のままとし、雨水は自然浸透させます。周囲は既存ブロック及び新設コンクリートブロックで囲い、被害防除します。

申請者の所有農地に違反転用はありません。

転用面積は1,014m²ですが、雨水浸透阻害行為面積が1,000m²未満のため、許可申請は不要となっています。申請地は南側の私道を介して出入りしますが、通行に際して所有者の同意は得ています。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長	8番について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。
加藤保委員	現地を確認しました。問題ないと思います。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、8番について許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いします。
委員	(举手)
議長	賛成多数と認め、8番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、都筑区に本社を置く造園・土木工事の会社です。本社には事業用車両をおいており特に資材置場を所有していましたが、近年、受注が増加していることにより資材置場を探していました。申請地は、廃棄物搬入先の会社の隣で、環状2号線や羽沢インター等からも近かつたため選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m以内に菅田の丘小学校、菅田中学校があります。</p> <p>隣接農地はありません。敷地内は碎石敷きとして雨水は自然浸透します。法面には防草シートを引きます。法上に1mの鋼板を設置します。北側農地との境はコンクリートブロックとネットフェンスを設置して隣接農地への被害を防除します。</p> <p>他法令ですが、特にありません</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。</p>
議長	9番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	現地を確認しました。問題ないと思います。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、9番について許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いします。
委員	(举手)
議長	賛成多数と認め、9番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、10番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、東京都八王子市に本店を置く旅客自動車運送事業を行う法人です。現在、特別支援学校の送迎用スクールバス事業を行っており、申請地の隣地を駐車場として

利用しています。令和7年4月の新年度開始時に、乗車生徒数約70人の増加を見込み、マイクロバス3台の増車が必要となるため、駐車場を拡張します。

立地基準は第3種農地です。500m以内に鴨志田第三公園、ふるた内科小児科クリニックがあり、前面道路に上下水道管が埋設されています。

被害防除について、雨水は砂利敷きによる自然浸透とします。周囲はコンクリートブロック2～4段及びフェンスを設置し、土砂流出を防止します。

所有農地に違反転用はありません。また、他法令はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長 10番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。

金子晴男
推進委員 現地を確認しました。問題ないと思います。

議長 10番について、他の委員の意見、質問等はありますか。

無いようですので、10番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、10番は許可相当とし、市に進達します。
続いて、11番について、事務局から説明してください。

事務局 諾受人は、旭区東希望が丘に本社を設け土木、とび工事を営んでいます。資材置場が上川井町に点在しており、そのうち1か所の立ち退きを求められていました。点在する3か所をまとめることができ、取引先に近い申請地を買い受ける話がまとまりたため転用申請するものです。

立地基準は第3種農地です。500m以内に上白根公園、上白根大池公園があり、前面道路に上下水管が埋設されています。

被害防除について、場内は、砂利敷および浸透樹を3か所設け、雨水は自然浸透させます。東側譲渡人の畠との境には高さ最大1mのコンクリートブロック3段を新設します。北側水路境界にはコンクリートブロック3段積を新設します。南側水路横断のため、追加で鉄板敷および申請地内にて土台の補強をします。

譲受人、譲渡人ともに所有農地に違反は見当たりません。

他法令その他手続きに関して、南側進入路で横浜市水路を横断するため、旭土木事務所に水路占用許可申請済みです。また、公道に接するまで私道を通行するため、所有者に通行承諾を受けております。

計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長	11番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。
新川推進委員	現地を確認しました。隣接農地とはコンクリートブロックで被害防除し、他は水路で囲まれているので被害は及ばないかと思います。現地は開発も進み、問題ないと考えます。
議長	11番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、11番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。8番から10番までについて、事務局から説明してください。
事務局	8番について、立地基準は第3種農地です。17年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 9番について、立地基準は第3種農地です。10年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。 10番について、立地基準は第2種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。
議長	8番から10番までについて、委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、8番から10番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、8番から10番までにつきまして証明交付とします。 続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。1番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、5月8日に地区担当委員の野路委員と対象者の娘さんと現地立会いを行いました。対象の農地は、主に水田、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	1番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。

野路委員	田は田植えが終わっている頃で、また畑は引き続き良好に耕作されています。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、1番については適正に利用されていることに賛成の方は举手をお願いします。
委員	(举手)
議長	賛成多数と認め、1番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、第5号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。6番について、事務局から説明してください。
事務局	令和5年5月17日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となつたため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	6番について、地区担当の河原推進委員の意見はいかがですか。
河原推進委員	所有者は生前たいへんきれいに耕作されていたと息子さんから伺っています。問題ないと思います。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、6番については証明発行することに賛成の方は举手をお願いします。
委員	(举手)
議長	賛成多数と認め、6番は証明発行と決定します。 続いて、7番について事務局から説明してください。
事務局	令和5年1月2日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となつたため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	7番について、地区担当の石井委員が欠席のため、荻野推進委員の意見はいかがですか。

荻野推進委員	特に問題ないと聞いております。
議長	7番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、7番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7番は証明発行と決定します。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	令和5年1月13日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となつたため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	8番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	現地を確認しました。所有者は畑で野菜、花、植木を育てていました。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、8番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は証明発行と決定します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	令和6年4月8日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となつたため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	現地を確認しました。場所はニュータウンの区画整理の中にあります。近隣に土が

	流れないようにしてあり、畠となっていました。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、9番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は証明発行と決定します。 続いて、第6号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。3番について事務局から説明してください。
事務局	生産緑地指定から30年経過したことによる買取申し出です。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、6月5日(水)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	3番について、あっせんに協力します。 続いて、第7号議案「特定農地貸付け法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。1番について、事務局から説明してください
事務局	申請地は神奈川区三枚町の調整区域の畠です。 農園は、令和4年7月27日に70区画としてスタートしましたが、借りたい希望が多くなり、土地所有者が対応できなくなってきたとのことで、区画を少なくするものです。 農園の名称は横浜ハーベスト農園、貸付区画は1区画30m ² で、28区画とします。貸付期間は1年間、貸付け賃料は1区画あたり年間42,000円、募集方法はホームページ等による一般公募で、電話連絡後書面申込みによる先着順で選考されます。 すでに開設している農園の状況を見て、このくらいの区画であれば個別に対応することが可能かつ、周囲に迷惑がかかることがないと土地所有者のほうで判断したことです。 隣接の畠とは区切りがしてあり、他の農地への影響は無いと思われます。 横浜市と土地所有者との貸付協定は、5月8日に結んでおります。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。
議長	地区担当の加藤義晴委員の意見はいかがですか。
加藤義晴委員	土地所有者の息子さんから話を伺いましたが、区画が埋まるまでの草の防除が体調面から困難であることから区画減の申請となりました。減部分は今後苗をつくり管理していくということですので、何ら問題ないと思います。

議長	1番について、他の委員の意見、質問等はありますか。 無いようですので、1番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は承認と決定します。 続いて、第8号議案「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」事務局から説明してください。
事務局	毎月皆様に活動記録を提出いただいておりますが、それらの記録令和5年度分を事務局で集計しましたので、この議案ではそれらの集計結果をもとに、昨年度の活動結果を点検し、振り返りのコメントを作成するものです。 この結果は県に提出し、農業委員会活動の透明化のため県のホームページに公表される予定です。 事務局案として点検・評価コメントを記載させていただいておりますので、これらも参考に御審議いただければと思います。
議長	第8号議案について、意見、質問等はありますか。 無いようですので、第8号議案については、事務局の原案どおりとすることで承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第8号議案については承認とします。 活動記録については、今後とも提出いただきますようお願いいたします。 以上で第11回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理お願いします。
野路職務代理	報告事項第1号から第8号について、事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)
野路職務代理	第1号から第8号について質問等はありますか。 無いようですので第1号から第8号までを了承とします。 続いて、第9号について、事務局から説明してください。
事務局	今年度につきましても農地法に基づき農地の利用状況調査を実施します。スケジュールにつきましては別紙調査日程一覧を御確認ください。

	調査方法の確定、実施の正式な依頼につきましては、6月の総会にて御説明させて いただく予定です。
野路職務代理	第9号について質問等はありますか。
議長	日程調整いただき、なるべく参加されるようお願いいたします。
野路職務代理	他に質問等はありますか。 無いようですので、報告事項第9号を了承とします。 これをもちまして第11回総会を終了します。
	(閉会 15時20分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長

署名人

署名人

令和6年5月24日開催 第11回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	飯田清		出席	議事録署名人
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	
6	平本武夫		出席	
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		欠席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		欠席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		欠席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	欠席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		欠席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯鳴啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		欠席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		欠席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		出席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		欠席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし